

令和元年6月10日 開会

令和元年6月21日 閉会

(定例第2回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第4号

令和元年第2回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月20日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和元年6月10日 午前9時00分
  2. 場 所 日吉津村議会議場
- 

**○開会日に応招した議員**

長谷川 康 弘	山 路 有
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	井 藤 稔

---

**○応招しなかった議員**

な し

---

---

## 第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

令和元年6月10日(月曜日)

---

### 議事日程(第1号)

令和元年6月10日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 村長施政方針説明

日程第5 報告第3号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 報告第4号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

日程第7 報告第5号 平成30年度日吉津村土地開発公社決算報告について

日程第8 報告第6号 平成30年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第9 報告第7号 平成30年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第10 議案第20号 日吉津村教育委員会教育長の任命について

日程第11 議案第21号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第22号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第23号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第24号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長施政方針説明

日程第 5 報告第 3 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 4 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

日程第 7 報告第 5 号 平成 30 年度日吉津村土地開発公社決算報告について

日程第 8 報告第 6 号 平成 30 年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第 9 報告第 7 号 平成 30 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第 10 議案第 20 号 日吉津村教育委員会教育長の任命について

日程第 11 議案第 21 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 22 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 23 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 24 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 2 回)について

---

#### 出席議員 (10 名)

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

---

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 欠 員 (なし)

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 中 田 達 彦 総務課長 ..... 高 田 直 人  
住民課長 ..... 清 水 香 代 子 福祉保健課長 ..... 小 原 義 人  
建設産業課長 ..... 益 田 英 則 教育長 ..... 井 田 博 之  
教育課長 ..... 松 尾 達 志 会計管理者 ..... 西 珠 生

---

### 午前 9 時 00 分 開会

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。新しく議長に選任されました井藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

開会に先立ちまして一言議長の方からご挨拶申し上げたいと思います。この度の改選によりまして議会に新しく 2 名の議員の皆さまに参加をいただいております。議長、副議長、各常任委員会ほかの構成も新しくなっております。

ご案内のとおり、前の任期の期間中をかけて準備してきました議会改革のための必要な条例等の整備も終わり、まさに今後実行の段階にはいってきております。

執行部の方も新しく中田村長に変わったところでもあります。元号も新たに令和となったところでもあります。新しい体制でより一層村民の皆様から期待される、頼りにされる議会を目指し一生懸命頑張っていく所存でありますので、村民の皆様には引き続きご指導ご鞭撻をいただきますようによろしくお願したいと思ひます。

それでは直ちに本会議の会議を開きますただ今の出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第 2 回日吉津村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、橋井満義議員、4 番、三島尋子議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 6 月 21 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 21 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

---

## 日程第 3 諸般の報告

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

請願、陳情の付託報告、本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配布の請願、陳情文書表のとおり会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。なお、陳情第 4 号、6 号、9 号、13 号の 4 件は、当自治体の権限に属さない案件と判断され、文書配布といたしておるところであります。

出納検査報告、お手元に配布のとおり地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情審査結果の処理報告を行います。3 月定例会におきまして不採択となりました、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情ほか 2 件につきましては、3 月 20 付けで提出者に審査結果を通知いたしております。

行事報告、3 月定例会から本日まで、お手元に配布のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4 村長の施政方針説明

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、村長の施政方針説明を行います。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** 皆様おはようございます。本日ここに令和元年第2回日吉津村議会定例会開催にあたりまして、議員の皆様方におかれましては10名様全員ご出席いただいております。心より感謝を申し上げます。

また、これからお時間をいただきまして、わたくしの施政方針をご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日ここに令和元年第2回日吉津村議会定例会が開催され、令和元年度一般会計補正予算第2回をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするにあたり、村政に対する所信を申し述べさせていただきます。

わたくしは去る4月16日に告示されました日吉津村長選挙おきまして、はからずも無投票での当選という結果をいただきました。4月27日から日吉津村長として村政の運営に携わらせていただき、約1ヵ月半が過ぎたところでございますけれども、改めましてその責務の重大さを実感いたしますとともに、平成15年から4期16年の長きにわたり、日吉津村の舵取りを行って来られ、現在の活気あふれる日吉津村の礎を築いてこられました石前村長様に対し、改めまして敬意を表し感謝申し上げるところでございます。

その築いて来られましたしっかりとした礎を財産に、村民の皆様の声やご意見をお伺いしながら、また村民の皆様と一緒にこれからの日吉津村のさらなる発展のため、全身全霊全力で村政運営に尽力してまいり所存でございます。100年先も住みよい日吉津村、わたしたちの子どもたちや孫たちの代まで活力のある日吉津村、さらに住みよい日吉津村、持続可能な日吉津村を目指した村づくりを行い、しっかりと次の世代に繋いでいくことが今の時代を生きる我々の世代に課せられた使命だと考えております。

全国的な人口減少に歯止めをかけるべく、地方創生の取り組みが開始されて、5年が経過しようとしておりますが、全国的な人口減少、少子高齢化、東京への人口一極集中は今なお大きな課題だと認識しております。わたくしはその大きな課題に対して、小さな日吉津村だからこそできるチャレンジ、顔の見える関係を生かしたチャレンジを村民の皆様と一緒に実行してまいりたいと考えております。

一つ目のチャレンジは若者が根づく村づくりでございます。日吉津村においては、平成27年度に地方創生総合戦略を策定して取り組みを進め、人口は令和元年5月末現在で3545人と増加しており、特に子育て世代から選ばれる日吉津村として評価をされていると認識をしております。直

近のデーター、これは平成 29 年のものがございますけれども、のデーターで合計特殊出生率は 2.16 となっており、これは人口が維持されるといわれる 2.07 を上回る数字となっております。これまで進めて来られました子育てなら日吉津と、評価される子育て施策の充実を図りながら、子供たちの日吉津愛を育むふるさと教育の取り組みを進め、そして地元での就職やUターンを応援する取り組みを行うことで、日吉津で生まれ育った子供たちの、日吉津で暮らし続けたいという希望を叶える村づくりを進めてまいります。

子育て施策においては、待機児童ゼロの継続を目指しながら、顔の見える一人ひとりに寄り添った子育て支援、日吉津版ネウボラのさらなる充実を目指してまいります。本年 10 月には国の幼児教育保育無償化の導入が予定されております。他の市町との足並みをそろえながら制度導入へ万全の準備を進めてまいります。

また、昨年度より村民の委員さんによる保育所の建て替えの検討が進められてまいりました。そこでいただきました提言を基に、引き続き建設の計画、スケジュール等について検討を進めてまいりたいと考えております。

教育の分野においては、教えて考えさせる授業を進め子供たちの自ら学ぶ力の育成を図ってまいるとともに、今後ますます重要性が増すプログラミング教育にいち早く取り組むための環境整備を図ってまいります。また、小学生の沖縄県への人材育成交流授業、中学生へのオーストラリアへの人材育成交流授業を行い、幅広い視野とグローバルな心を育み、日吉津村を見つめ直し、社会の変化に対応しながら、将来の日吉津村を担う人材の育成に努めます。子供たちの健やかな身体を育むため、卒業までに 100 メートル以上泳げるようになるを目標に、水泳専門員による指導を行うとともに、新たに小中高生を対象としたダンスチームを結成し、ひえづのうたをアレンジしたダンスなどの、ダンスパフォーマンスで日吉津の良さを発信して、日吉津村のPR も一役買ってもらいたいと考えております。

情報発信につきましては、これまでも村報、ホームページ、ひえづ 113 チャンネルなどさまざまな手法を活用し、情報提供に努めておりますが、今年度の新しい取り組みとして若い世代への情報発信のため、昨年度より準備を進めて情報発信のため昨年度より準備を進めておりました SNS ラインを活用した発信を行ってまいりたいと考えております。今後もさまざまな媒体を活用し、村内外に向けた情報発信を図ってまいります。

その他の取り組みですが、国、県の事業に合わせ移住定住支援金事業を実施するため予算計上をしております。この事業は首都圏一極集中緩和のため、東京 23 区に在住等していた方が本村に



移住し、一定の要件を満たした場合に移住定住支援金を交付するもので移住定住に繋がることを期待するものでございます。あわせて若者や保護者の方々が地元での就職 I J Uターン、結婚支援等について気軽に相談できる相談窓口を設置し、日吉津で育った子供たちや若者たちが日吉津に根付いて暮らす村づくりにチャレンジをしてみたいと思います。

二つ目のチャレンジは持続可能な村づくりです。これからの人口減少社会において農業や産業の担い手の育成確保は重要な課題です。それはこの日吉津村においても例外ではなく、今後も日吉津村の活力を維持し、さらなる活性化を図っていくため担い手の育成確保、作業の効率化による生産性の向上、6次産業化などにより高い商品売っていく仕組みなどを合わせて検討していく必要があります。

また、日吉津村は豊かな農地、日本海や日野川など豊かな自然に囲まれた村でもあります。わたくしたちはこうした恵まれた環境を、次の世代に繋いでいかなければなりません。農業者の皆様、商工会の皆様などのご意見をしっかりと聞きながら、また、国や県など関係機関とも連携しながら、持続可能な仕組みづくりにチャレンジをしてみたいと思います。

農業分野においては、農業者の皆様にご協力をいただき、この度整備をいたしました村の体験農園におきまして、この6月3日に日吉津小学校の子どもたちが田植え体験を行いました。慣れない田んぼでの作業に、子どもたちも最初は戸惑っておりましたが、徐々に慣れてきた様子で農業体験を楽しんでいました。また、保育所の子どもたちはさつま芋の苗植え体験を行う予定でございます。子どもたちにこうした体験の機会を与えることは、将来の担い手育成に繋がるものとして、大変意義のあるものだと認識をしております。今後も稲刈り、芋ほりまで農業者の皆様のご協力のもと子どもたちは体験をすることができます。ご協力いただく皆様にはこころより感謝を申し上げます。

また、農業委員会の皆様と連携し、村民の皆様の日吉津村の農業や農地について理解を深めていただくための取り組みも行っています。農地をお持ちでない村民の皆様にもご利用いただける村民農園も整備したところですので、ぜひ、多くの皆様にご利用いただきながら、地元産業への理解を深めていただきたいと思います。

引き続き、新規就農の支援や農地の集約化、作業の効率化、農地を保全していく取り組みなど、農地の未来を語る会等で農業者の皆様の声やご意見をしっかりと聞きながら取り組みを進めてまいります。

商工分野におきましては商工会とも連携し、引き続き小口融資等の金融支援、制度融資の充実

などを図ってまいります。起業、創業など新たなチャレンジをしっかりと応援させていただきたいと考えております。また現在、国道 431 号沿線区域の 2 地区において市街化調整区域の地区計画による商業開発のための協議を進めているところでございます。関係各機関と調整を行いながら土地利用計画の早期の実現を目指してまいります。村の豊かな自然環境保全の取り組みの一環として、今年度から森林環境税の一部が譲与税という形で市町村に配分されることを契機に、日吉津海岸保安林の干ばつや植栽の在り方について検討してまいります。村の活力を生んでいくことが、日吉津村の豊かな自然環境を次世代に繋いでいくことにも、繋がっていくものと考えております。活力を生み出しながら持続可能な仕組み、自然環境を守っていく仕組みを、構築を模索していきたいと考えております。

三つ目のチャレンジは向こう三軒両どりの地域づくりです。人生 100 年といわれる時代になってまいりましたが、村民の皆様が健康に、そして活躍し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。地域での関係性が希薄化してきているといわれますが、一方でたとえば防災においては自助、共助、公助、特にご近所同士で助け合う共助の部分が重要だといわれております。

今後の人口減少社会、高齢化、世帯の単身化を考えると、わたくしは共助が果たす役割はより一層重要になってくるものと考えております。各自治会での主体的な取り組みをしっかりと後押しをさせていただきながら、それぞれの自治会ごとの特性に合った共助、公助の在り方などについて地域の皆様と一緒に検討してまいります。たとえば健康づくり、それから自治会やコミュニティ活動、自主防災活動などの拠点として自治会の公民館を、身近の通いの場としてフル活用させていただきたいと考えております。

健康づくりでは健康寿命を男女とも 70 歳を目指し、データヘルス計画に基づいた健康ポイント事業や健康スキルアップ事業を行っています。また、身体機能低下の防止を狙いとして作成した、ご当地体操、元気もりもり体操で運動習慣作りに努めます。さらに、まちの保健室事業も継続し、身体の気になることを気軽に相談できる場を提供してまいります。

障がい福祉では、第 5 期日吉津村障がい者福祉計画に基づき、障がいのある方に対し、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進め、各関係機関と連携しながら総合的な支援に努めてまいります。

高齢者福祉では生活支援コーディネーターを配置して、地域ニーズや地域支援の把握を行いながら、高齢者の在宅生活を支えるための多様な主体による生活支援、介護予防サービスを提供で

きる体制の構築に努めてまいります。

自治会コミュニティ支援では自分たちの暮らす地域を見直し、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けた取り組みを行うコミュニティ推進支援に対する助成として、コミュニティ活動支援事業やコミュニティづくり推進事業を推進しています。また、国や県の補助事業を活用しての地域活性化活動など各コミュニティと協議しながら取り組みを検討してまいります。

防災では、昨年は台風の接近により中止となりました防災訓練を実施し、災害時の動きや連携を再確認したいと考えております。

また、昨年作成し全戸配布を行いました洪水ハザードマップを基に、住民説明を行い洪水に対する村の考えをお示しするとともに、共助による避難行動を検討するなどの取り組みにより、誰もが安心して暮らすことができる村づくりを進めてまいります。現在、下口自治会において地域での助け合い、支え合いの取り組みを進めており、今よりもっと安心して暮らせるために地域の皆さんで話し合いを行っておられます。その他の自治会でも、それぞれ工夫して取り組みを進めておられますので、お互いの良い部分を取り入れながら、日吉津村の顔の見える環境を生かした、支え合いの村づくりを進めてまいりたいと考えております。

平成 27 年から取り組んでおります地方創生の取り組みは、本年度で最終年を迎えます。また、来年度には、平成 23 年度に策定しました第 6 次総合計画も最終年を迎えます。検証委員会や村民の皆様へのアンケートなどにより、これまでの取り組みの総括をしっかりと行いながら、次期総合戦略、次期総合計画に向けての基礎調査を今年度合わせて実施し、今後の日吉津村のビジョンづくりを村民の皆様と一緒に行ってまいります。

自治基本条例に定められた住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と共同の基本原則をしっかりと基礎に据えながら村民の皆様と一緒に力を合わせて、チーム日吉津一丸で日吉津の村づくりを進めてまいり所存でございますので、議会の皆様、村民の皆様におかれてもこれからの日吉津の村づくりに対し、格別のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、令和元年第 2 回日吉津村議会定例会の開催にあたっての、わたくしの所信表明とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

**○議長(井藤 稔君)** 以上で村長の施政方針説明を終わります。

---

#### 日程第 5 報告第 3 号 から 日程第 9 報告第 7 号

**○議長(井藤 稔君)** 日程第 5、報告第 3 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越

明許費繰越計算書について、日程第 6、報告第 4 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、日程第 7、報告第 5 号平成 30 年度日吉津村土地開発公社決算報告について、日程第 8、報告第 6 号平成 30 年度株式会社ひえづ物産決算報告について、日程第 9、報告第 7 号平成 30 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、以上報告 3 号から第 7 号の 5 件については村長からの報告ですので、一括議題とします。村長の報告を求めます。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま一括議題となりました、報告第 3 号から第 4 号までの繰越明許費、及び報告第 5 号から第 7 号までの決算報告につきまして、ご報告申し上げます。

はじめに、報告第 3 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務他 3 事業について、翌年度に繰り越しましたのでご報告申し上げます。

次に、報告第 4 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、同施行令の規定により、別紙計算書のとおりひえづ浄水センター 3 系返送汚泥ポンプ整備工事について、翌年度に繰り越しましたのでご報告申し上げます。

次に、報告第 5 号平成 30 年度日吉津村土地開発公社決算報告についてであります。まず 1 ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部では、固定資産の公有用地をすべて処分したので、預金のみ流動資産 7,421 万 4,404 円となっております。また、資本の部では、資本金 500 万円、利益剰余金 6,920 万 1,944 円で、うち当期損失が 7 万 597 円でしたので、負債及び資本合計では、7,421 万 4,404 円となっております。次に、2 ページの損益計算書をご覧ください。経常損益の部では、事業外収益のみで 1,483 円であります。次に営業費用ですが、販売費及び一般管理費は、県及び村の法人税を租税公課に、定期預金の際の振込手数料を支払手数料に、預金の残高証明発行料を雑費に計上し、合計 7 万 2,080 円です。差し引き合計 7 万 597 円が当期損失となりました。その他として 8 ページから 9 ページには、預金、公有財産、基本金の明細表を添付していますので、ご参照いただきご報告とさせていただきます。

次に、報告第 6 号平成 30 年度株式会社ひえづ物産決算報告についてであります。2 ページをご覧ください。株式会社ひえづ物産は、ご承知のとおり賃料収入により経営しているところでございます。損益計算書のとおり売上高は 1,586 万 4,992 円、販売費及び一般管理費は 1,512 万 6,725

円で、営業外収益・費用などを加え、当期純利益金額は、11万7,892円となっております。

近年の営業状況は、平成29年3月末に一店舗撤退されたことで厳しい状況でありましたが、このたび若干微増となったところであります。今年度から既存のテナントさんに空き店舗を利用いただく予定として交渉しておりましたが、諸事情により遅れております。現在も交渉中であり、引き続き解消に向け交渉してまいる所存でございます。なお、詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様のさらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第7号平成30年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告についてであります、2ページの損益計算書をご覧ください。売上高は1億6,214万6,591円で、売上原価4,203万8,413円を差し引きますと、売上総利益は1億2,010万8,178円で販売費及び一般管理費1億5,165万7,755円などを差し引いた経常損失は3,154万9,577円となりましたが、村補助金により当該純利益金額は、378万326円となりました。これにより、1ページの貸借対照表の繰越利益剰余金が111万6,907円となったものでございます。

次に、6ページ、8ページの利用状況をご覧くださいまして、休憩と宿泊を併せての利用者数は2万6345人、前年度比で2047人の減となっております。昨年は一昨年風呂等の改修に加え、8月20日から9月14日までの26日間、素泊まりでの宿泊や入浴、そして売店など一部営業を継続しながら厨房の改修を行ってまいりました。そして売り上げの向上に努めたところでありますが、猛暑や台風などの災害等の影響もあり、部門によっては増加している利用人数、売り上げが増加しているところもございますが、総じて減少なったというところがございます。

また、市町村職員共済組合の指定による効果を期待したところがありましたけれども、期待ほどの効果が上がっていないという現状もございます。また、利用された方のアンケートでは、温泉が良かった、接客が笑顔で丁寧で良かった、料理もおいしかったなど良い評価が増えており、利用者にはおおむね好評だと感じておるところでございます。今年度は、大型連休の影響もあり黒字スタートとなっておりますので、引き続き、村民の皆様の憩いの場としてご愛顧いただきたくお願い申し上げますとともに、皆様からのご意見を参考にしながら、更なるサービス向上を目指したいと考えます。併せて、経営・経理面においては、理事会や評議員会からのご意見も踏まえ、少しでも利用者増、売り上げ増となるよう努力をしたいと考えております。

詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様のさらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます、わたくしの報告とさせていただきます。以上で、報告第3号から報告第7号までの報告とさせていただきます。

○議長(井藤 稔君) これから質疑を行います。質疑は各報告ごとに行います。

報告第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから質疑第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから質疑第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。聞き落としたかも知れませんが、1ページの貸借対照表で預り金というのがございますが、これは何の預り金なのでしょうか。

○議長(井藤 稔君) 総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。これについては電柱の敷地料ということで1万2,460円支払っております。以上です。

○議長(井藤 稔君) 三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。電柱使用料でなく預り金にするんですね。そうしますと、2ページの方で損失で7万2,000円ほど出ておりますけれども、これは説明によりますと法人税も入っておったかと思いますが、ほかの会計を見ますと法人税は営業外かなんかで法人税三角いくらって載っているように思いますけれども、ここではこういうふうにして載せればいってということなんでしょうか。ちょっと、違うんですか、出し方が。

○議長(井藤 稔君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。こちらの方は一応毎年、租税公課ということで法人税の村民税、県民税、それから支払い手数料ということで銀行への振り込み、それから雑費ということで残高証明の手数料等、それすべて含めまして、販売費及び一般管理費ということで計上しております。以上です。

○議長(井藤 稔君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから報告第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。空き店舗がずうっとこう、長い間空いておるわけですけども、現在も交渉中ということがありましたが、この空き店舗については公募というのはされないのでしょうか。そのことをちょっと、お伺いしたいと思いますけど。

○議長(井藤 稔君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。以前から事務局の方で当たってきたという経緯もありまして、現在交渉中ということでもありますので、今のところ公募ということは考えておりません。以上です。

○議長(井藤 稔君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。このうなばら荘の経営につきましては、大変心配もし、苦慮もして進めていただいておりますけれども、これ広域組合でなられておりました、その時の議会の状況とかそういうものも入手をしてみました。その中を見ますと、先般、全員協議会でも総務課長の方から売却も出ているということでしたけれども、そういうことについては、やはり日吉津村が一番に検討していくことかなと思っておりますので、その点についてちょっと、申し上げる場がありませんのでここでちょっと言わせていただきました。その点についても、やはり議会にも相談もしていただいで検討を進めていただきたいというふうに思います。その点についていかがでしょうか。

○議長(井藤 稔君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。西部広域の管理するうなばら荘ということで、運営の方を福祉事業団にしておりますけれども、平成24年ぐらいにあり方検討会ということで、27年から36年度まではうなばら荘を継続していこうという方針が出されまして、27年から今年までが5年間の指定管理を受けております。この後5年間という中で、この間組合議会の方でもうなばら荘の経営等々のことがありまして、今後5年後ですね、令和6年度以降のことも踏まえて議員さんの方から売却というご意見もあつたと、質問があつたということでもあります。ということで、これは西部広域の方で逐一日吉津村の方合わせて検討しながらやっ

ていきたいという具合に思っております、西部広域の方には今うちの方が売却とかそういうことは議会の方も、村の方も考えていないということで話をしておりますけれども、また今後5年後の方向性を考える中で、村と議会が協力して話し合っていないといけないということを理解しておりますので、またそういう情報なり、課長会なり、また正副管理者会なりあった時には情報を提供しながら、一緒になって考えていただきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長(井藤 稔君) 三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。先ほど10年ということをおっしゃいました。はじめにこの度受ける時に、前村長からも10年ということは聞いておりましたけれども、わたくしがうなばら荘管理運営の協定書についての開示を求めたものには、10年ということは全然謳ってありません。来年の3月31日までということが記載されていまして、で後もう少し9か月ぐらいしかありませんので、その間にどうするかっていうことを決めていくっていうことになると思いますけれども、早急に検討に入らないとわたしは間に合わないんじゃないかなと、日吉津村がどうするかっていうことを、きちんと決めていくということが重要だと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長(井藤 稔君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。一応、今年が指定管理の最後ということで、村としては来年以降も5年間一応指定管理を受けていくという意向でありまして、その指定管理の決定といいますか、それが今年の10月くらいに議会の方に提案されてというような話でありまして、この間課長会があつて話がスタートしたところですので、時間がありませんけれども、西部広域とその辺については協議しながらやっていきたいという具合に思っております。以上です。

○議長(井藤 稔君) ほかにありませんか。橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) はい、このうなばらの件について先ほど課長の方からの答弁があつた中で、ちょっと確認をしておきたいなと思ひまして、さきほどから10年の話が出てくるんですけども、この10年の話というのは、わたし今までにあまり耳にしたことがなかったように思うんですけども、これはいつの時点から、その10年間を継続してという筋書きができておつたんでしょうかね。まず、そこを確認しておきたいと思ひます。

○議長(井藤 稔君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。以前から話はちょっと出て



たかと思うんですけども、前村長の時にも、うなばら荘の在り方検討委員会ということで西部広域の方で開かれまして、24年からそういう検討会が開かれて、その中で現在の使用料2,500万も以前16パーセントということで使用料決まっておりましたけれども、この27年から36年の10年間において改修等含めてどれくらいの使用料が必要かということで、年間2500万の定額というようなところも決定をされて、とりあえず10年間維持をしていくんだという中の在り方検討会の方針が出たということで、最初の5年間を指定管理を受けてスタートしたということでもありますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ということは、在り方検討会が開かれて、在り方検討会というのはちなみに西部広域の中の首長ばかりでなくて、それ事前の副町村長の会がたしかそれまでの段階であるのかなというふうに思いましたけれども、それらの含めた中での在り方検討会をやられて、その中で結局10年間というストーリーを作り上げられたということですね。それでまあ、当面の5年間は指定管理ということでやっていきましょうということで決まりましたね。来年度までね。それを決定されるときの云々というのもわたしも記憶しておるんですけども、その中で手を挙げられた中での評価というのがあって、要するに職員さん等をそのまま継続をして従業員の確保がきちっとやられますよというところの部分が、やはり評価点といいますか、継続ということはどうなばら福祉事業団の、日吉津村さんがということで、結局、指定管理に落ち着いたということで記憶をしております。

それで今売却の話の云々ということも出たわけですけども、仮に5年間ここで、来年の春にはもうこの指定管理の期限が切れていきますから、今お話しを聞いている中では、続けてこの5年間を継続してうなばら福祉事業団がやっていくという気持ちのようでありまして、要はこの間も全員協議会の中でも話をしたんですけども、毎年この村からの補助金を村民からの税金で2,200万、2,300万というお金をこの事業に投資をしているわけですよ。村民一人当たりの額に直すとというのがそれは一番いいかも知れませんが、まあ7,000なり8,000なりということに計算に、お子様一人からお年寄りまで全部あわせてですね、3500数名ということで、先ほどの村長の施政方針の中でもあったわけですけども、それを集めたお金でうなばら荘を運営しておるということ、今度経営の改善云々ということはそれは努力されないけれども、現状のままで行っても同じ金額を5年間払っていくということになっていきますよね。約1億オーバーということを入れたら、5年間の継続をしていくという気持ちであるなというふう

に承りました。努力はしていただきたい。でも、現状の認識は、わたしはそこをはっきりと、このうなばらの問題は村民の皆さんにも知っておいていただきたいし、今後はそこは村長の手腕にかかっているので大いに期待しておるということをわたしは申し上げたい。

それで借りに売却の云々ということは今後出てくるかも知れませんね。それであれはもともと老人福祉施設ということを中心に、西部広域の中で地理的にはやはり中心といいますか、便利のいいところということで前々前中井村長の時代に土地を日吉津村が提供をし、そしてボーリングした温泉も使ってよろしいですよ。そしてあの上に西部広域全体です、持ち寄った資金であの建物を建てて、それで一度改修といいますか、改築をされたということになるんですが、たとえばその売却の云々の過程の話です。たとえば土地とですね、温泉の部分ですね、権利関係、要するに地上権と底地の部分の問題が出てくるかも知れません。その場合についての対応についてのお考え方を、今一度ここでちょっとお聞きしておいた方がいいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長(井藤 稔君) 中田村長。

○村長(中田 達彦君) 村長でございます。ただいま橋井議員からのご質問にお答えをしたいと思っております。まず、うなばら荘でございますけれども、橋井議員さんもおっしゃいましたように西部広域の方が整備した建物で、その際に老人福祉施設ということで整備をされたそういった性格のものでございます。ということも考えまして、例年村からの負担が出ているわけですが、そういった老人福祉的な要素というか、という部分でひとつはやはり村としても負担をしていく必要はあるかなというところは思っております。

また、毎年約2,500万組合の方にお支払いしているわけですが、これを組合の方で要は原資にされて、大きな改修があったりとかいうようなところに使われる原資ということでございますので、逆に言いますと日吉津村が大きな改修をする時に、大きな手出しをいっきにどんと出すということには今のところはなっていないという状況だと思っておりますので、そこらあたりのところは少し補足というか、させていただきたいなと思っております。

それで土地等建物の関係性についても、わたしも認識をしておるつもりでございます。現時点で、組合の議会でそういった売却というような議論が出たという話もございまして、今わたしの方ではその直ちに売却とかということは考えておりません。たしかに建物としても平成6年に改築をされて、年数立ってきているところでございますし、経営状況等もありまして組合の方でも、その建物所有ということでそういった議論はされる場面はあるかなというふうには思っ

ております。が、長期的なところでですね、どうしていくのかっていう部分は組合が主体となって検討をされるわけですけれども、村の方としましても、土地はもともとは村の土地ということがございまして、譲渡はされているけれども用途を満たさないことになるのであれば、土地は返していただくというような約束ができていますというふうにお聞きしていますので、そこらあたりは十分念頭に置きながらですね、組合とお話しをさせていただきたいと思っております。

まずは、皆さんにもご利用いただきまして、うなばら荘の経営状況ですね、売り上げ、利用者が少しでも増えるように努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

**○議長（井藤 稔君）** 橋井議員。

**○議員（3 番 橋井 満義君）** 橋井です。3 回目で、最後になります。今の質問に対する回答ありがとうございます。わたくしも村長と同じように前向きで考えていく部分であります。それで今の広域に対する支払部分の、お金の部分のことが 2,500 万の云々ということがあるんですけども、これはたしかに利益が上がればその部分は、村は補填をしなくてもいいという構造のものですから、やはりそこをできるだけ村の負担を、できる努力を今後はしていく必要があるのでこれはまずお願いしたいし、そこを取り組んでいくべきだということは、意は同じように持っているところです。

それで先ほどもおっしゃられたように、やはりお年寄りの方々がもっと親しまれるうなばら荘であるし、できればその部分で村長の施策とされてですね、過去にもっともお年寄りの方がうなばら荘を利用していただいていたんですよ。それをもう少し、地域に愛されるうなばら荘で、お年寄りの福祉のためであるがゆえに、もっともって高齢者の施策としてうなばらの利用促進をできるような施策を、今後は考えていただきたいというふうに思いますので、さらなる検討をお願いしたいというふうに思います。何かそれについてあれば、ここで終わりたいと思います。

**○議長（井藤 稔君）** 中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** 橋井議員のご質問ですけれども、引き続きまして、おっしゃいましたように努力をしてみたいと思っております。以上でございます。

**○議長（井藤 稔君）** 三島議員。

**○議員（4 番 三島 尋子君）** 4 番三島です。最後の質問です。これはすみません。会計にはいらしていただきます。2 ページに 3,500 万が、役場から入れた金額として上がっておりまして、これにつきまして全協からの時の説明で、総務課長から 2,500 万円の支払い分が入っているというふうにおっしゃいましたけれども、これは 28 年に今までは 4 回に分けて 625 万ずつ払って

たものを、全額一度に払うっていう契約が交わされておりますね。

それでここで全部を払われたと思うんですけども、この中には消費税が入ってますね。消費税は未払い分貸借対照表を見ますとありますけれども、両方事務費からも出してきてその未払消費税ですか、そこからも持ってきて払ったということで、税金は、消費税は実質払われるのは西部広域が払っておられるということなんですね。

2,500万から事務費の2,300いくらを引きますと1,851万ちょっとになるんですけども、この貸借対照表の未払消費税等というのが170万なんですけど、ここの差額っていうか、それがちょっとわからないんですけども、その点についてはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。3ページを見ていただきますと、施設使用料については、販売費一般管理費には消費税を抜いた額ということで経費として上がっています。で、1ページの貸借対象表の方は、未払金3,023万4,278円の中に施設使用料2,500万円が入っておりますので、2,500万円を4月になってからですけどもお支払いをして、消費税の分はそちらでということになりますので、こちらの消費税の額の方には入っておりませんので、消費税分は未払金の3,000万の中に合わせて2,500万支払うというかたちですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。まああの、ここわたくしも西部広域の方の議会に出ておりましたので、このうなばら荘の問題についてはいろいろ決算の報告とかそういうところで意見は申し上げさせていただいたところです。まああの、本会議質疑の中では先ほども少し話がありましたように、賞味期限のある時に払い下げた方がいいだないかというような突発的なご意見も出て、ちょっとわたくしもそういう考え方もあるのかなというふうに思ったところです。非常にその辺ではちょっとわたしも、ほかの議員さんからそういう目で見られている部分があるのかなというふうには思ったところです。

それでわたしはここ定額制の2,500万について、決算の委員会等でも相当この2,500万はもう少し下げよう、うなばら荘建設当時の各町村にこうした施設がないころをいつまでもひきずってもやはりうなばら荘の努力等を含めてもやっぱりこういう状況にはなってくるだろうということを申し上げたところです。

で要は何を言いたいかつというです、この定額性の2,500万を多少下げたとしてもですね、この年間の村からの補助する金は、多分に3,000万前後は今後もつぎ込んでいかなければいけないかなという素朴な今疑問にかられております。そういうことも含めて村長の方も、今後この辺の利益を追求するような取り組みは、今後やっていきたいということで述べておられて、わたしもそれには同感でして、議員としても何等かの利用をしていただくような考えをせないけんというふうに考えております。

実をいいますと昨日操法大会ありまして、大山町の町長とですね、大山寺等の旅館の赤字なんというのはどういうふうに考えられていますかということをお聞きした中で、今インバウンドも含めた中で、大山町で韓国とかインドとか台湾とか、大山町で結婚式という場を設けてその来られた方が大山寺で、もう山香荘も宿泊するのはやめたと、つまりはそういう宿泊する方を全部大山寺で宿泊してもらうんだと、それで大山寺の方が潤うと、だいたい一人が20万くらい使われ、それが今50組くらいの申し込みがあると、そうするとおおよそ大山寺に落ちる金が10億程度は予測できるというような話をちょっとあのテントの中に入って、ちょっとわたしはうなばら荘の方の気持ちがあったんで、ああ、すごい発想をしておられるなというふうに聞いておりました。

今、検討する、検討するって今村長も言われるんですけども、発想の少し転換をはかって、ただ今の状況ではわたしはやっぱり村の補助として3,000万程度は今後、例えば指定管理を今後5年受けたとしても、先ほど10連休でわたしも聞きました、満室であったということを知りましたけれども、それをもってしてもですね、わたしは年間を通せば多分に3,000万前後の村の補助が必要でないかなというふうに思いますけれども、少しその辺、村長の見解を少しね、検討するという見解、わたしはもう発想少し変えて取り組んでいかなければ、この村の持ち出しは消えんかなと思うんですけども、もしその辺の考えがあればお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（井藤 稔君）** 中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** 村長でございます。やはりわたしが今考えていますのは、うなばら荘のできた当初、やはり高齢福祉施設ということで整備をされたということ、そしてあり方検討で平成24年ですか、行われまして平成27年か36年までの10年を、ぜひ日吉津村のうなばら福祉事業団が指定管理を受けさせていただいて、しっかりと運営をしていくことだと思っております。

あのおっしゃいますように毎年、広域の方に負担金お支払いをしているわけですが、そ

こは広域の方の議会で、今後維持管理費等々も勘案したところでそれが決定をされているところだと思っていますので、これはただちにですね、なんというか、下げて下さいとかということはなかなか言うのも難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

先ほど山路議員の方からありました大山町あのリーガルウェディングという取り組みを始められて、すごく人気ということでお聞きをしております。そういったいろいろなアイデアというか、は、ぜひ検討をしていきながらやはり根本にはその老人福祉施設ということはあるんですけども、やはりそうはいいながらも、これまでもいろいろな努力はしてきておられるところではございますけれども、さらにそういったアイデア等も取り入れながら、たくさんお客さんに利用していただけるような施設に、まずはそういった前向きな取り組みを進めてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 先ほどの質疑で一つわたし落としたところがありまして、わたしはこれまでの理解としても一緒ですけれども、この施設は老人福祉施設というこの立場もありまして、ただただ黒字追求をする施設でわたしはないというふうに思っております。ただそういったながらもやはり、あの額を考えるとなかなか村民の方の理解も得にくいなというふうに思っておりますので、今村長の方もいろいろな角度から検討したいと、議会の方としてもできるだけの応援はしてまいりたいと思っておりますので、その辺またそういう場を設けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております、答弁ありません。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので質疑を終わります。以上、報告第3号から第7号についての質疑を終わります。

---

## 日程第10 議案第20号

○議長（井藤 稔君） 日程第10、議案第20号日吉津村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。ここで、井田教育長の退席を求めます。

[井田教育長退席]

○議長（井藤 稔君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました、議案第 20 号日吉津村教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

日吉津村教育委員会教育長井田博之氏が、令和元年 6 月 16 日をもって任期満了となることに伴い、令和元年 6 月 17 日から令和 4 年 6 月 16 日までの 3 年間、教育長に再任したく議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第 20 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

**○議長（井藤 稔君）** 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

前田議員。

**○議員（7 番 前田 昇君）** 7 番、前田です。よろしく申し上げます。教育長の人事案件ということで、中田村政が出来上がってですね、初めての重要な人事案件だということで、あえて質問をさせていただきます。

まあ、わたしが言うまでもなくですね、教育委員会の制度はやはり 3 年ほど前でしょうか制度が大きく変わりましたですね、従来の教育委員会が合議制によりまして任命される教育長から、現在は村長が責任を持つ教育行政、その代表としての教育長という立場があります。そういった点でお聞きするわけですが、現在の日吉津村の庁舎内で考えますとですね、副村長も置いておりませんので教育長の立場ということでいいますと、あえて言えば教育行政に限らず、村全体の中で大変重要な役割を果たすものだというふうに期待をしております。

それからもう一点ですね、教育行政が村長が責任を持つというふうに制度が変わりましたので、そういった点では村長がまあ教育長の再任にあたってですね、たとえば小学校、中学校の教育問題それから社会教育の拠点でありますヴィレステ日吉津についての運営、そういった問題について繰り返しますが、小、中の教育と社会教育全般にわたって村長の方から教育長に具体的にですね、今後 3 年間こういった方向で頑張ろうと、あるいは教育長の方から今後 3 年間こういったスタンスで、こういったカラーを出して取り組んでいきたいと、そういうふうな当然そういう協議がされてしかるべきだと思いますので、そういった点ですね、役場の中での重要な役割が一点、それから今後の教育行政に対する具体的な指示ということ、その二点についてこの場で村長からご説明をいただきたいというふうに思います。

**○議長（井藤 稔君）** 中田村長。

**○村長(中田 達彦君)** 村長でございます。まず一点目、教育長の重要性ということでございますけれども、十分そのように認識をしております、井田教育長さんにおかれてはこれまでも本当にしっかりと小学校の学校運営、それから社会教育、社会体育、さまざまな場面ですね、これまでの経験をいかしていただきながらですね、素晴らしい教育長として仕事をしてこられたというふうに認識をしております。そういったこともございまして、この度再任ということでお願いを申し上げたいというところでございます。

二点目、村長の責任というようなことでございますけれども、先般、総合教育会議の方がございましてわたくしも参加をさせていただいたところですが、その場面でわたくしが少し申し上げたのは最初の施政方針の方でも申し上げましたけれども、ふるさと教育というようなところを、一緒になって頑張っていきましょうというような話をさせていただきました。やはり、子どもたちが日吉津のことを好きになってくれる、日吉津のことを愛してくれるというようなことをですね、やはり小学校そして中高と段階を踏んでいくわけですが、何とかそこを一貫して取り組んでいくことができないかということ、なかなか難しい課題だとは認識しているんですけれども、そこらあたりをですね、わたくしの気持ちとして申し上げさせていただきます、その教育会議の方でもですね、協力をしていこうというような話をいただいたところでございます。以上です。

**○議長(井藤 稔君)** 前田議員。

**○議員(7番 前田 昇君)** ありがとうございます。人事案件にことを言うのは非常にはばかられます。井田教育長さんには非常にわたしも以前からですね、いろんな場面でリーダーシップを発揮していただいていると思いますが、やはり率直に言いましてまだまだその井田カラーというものがあ見えなように勝手ながら感じておりますので、中田村長とタッグを組んでですね、これからもっと具体的に具体的な問題についてリーダーシップをとっていただければ、それこそ教育行政が活性化するんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういったスタンスで双方で連携をして取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。答弁は結構であります。

**○議長(井藤 稔君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(井藤 稔君)** ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長(井藤 稔君) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 異議なしと認めます。したがって議案第 20 号は原案のとおり同意しました。

ここで井田教育長の入室を認めます。

[井田教育長入室]

○議長(井藤 稔君) ここで、しばらくの間休憩をいたします。10 時 30 分まで休憩といたします。

午前 10 時 20 分休憩

午前 10 時 30 分再開

#### 日程第 11 議案第 21 号 から 日程第 13 議案第 23 号

○議長(井藤 稔君) 再開いたします。日程第 11、議案第 21 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 22 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 23 号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、以上は条例改正についての議案ですので一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま一括議題となりました、議案第 21 号から議案第 23 号までの条例改正について、提案理由を説明申し上げます。

はじめに、議案第 21 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正を受け、選挙長等の報酬額を改正するものであります。

次に、議案第 22 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本村の放課後児童支援員については、条例第 11 条第 3 項各号に該当する者であって都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない

と規定されています。

この度の国の省令改正に伴い、研修需要に適切に対応できるように指定都市の長を追加するものであります。

次に、議案 23 号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、し尿処理につきましては、周辺の市町が消費税率の改正に伴って 18ℓあたりの手数料が 219 円から 223 円に改正されることを受け、同一業者による実施区域の価格均衡を保つため、本村の手数料についても改正するものです。

以上、議案第 21 号から議案第 23 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

**○議長（井藤 稔君）** 以上で提案説明を終わります。

---

#### 日程第 14 議案第 24 号

**○議長（井藤 稔君）** 日程第 14、議案第 24 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました、議案第 24 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ 8,181 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 4,801 万 1,000 円とするものであります。

歳出から主なものを申し上げます。はじめに、7 ページをご覧ください。第 1 款議会費、第 1 項議会費、第 1 目議会費の旅費に 159 万 1,000 円を計上しておりますが、これは各委員会の行政視察にかかる研修旅費などで、継続的に行うために補正するものであります。

次に、8 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費の委託料に 505 万 1,000 円、負担金補助及び交付金に 154 万 5,000 円を計上しておりますが、これは地方創生総合戦略や総合計画の見直しのために実施するアンケートや、村の魅力発信のための広報用動画作成にかかる委託料、ならびに県の実施にあわせた移住定住支援金が主なものであります。

次に、9 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費の委託料に 129 万 6,000 円、負担金補助及び交付金に 1,250 万円を計上しておりますが、これはプレミアム付商品券のシステム改修にかかる委託料、ならびにプレミアム商品券を使用した事業所へ

の負担金でございます。同款、第2項児童福祉費、第2目児童措置費の委託料に863万5,000円を計上しておりますが、これは幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修にかかるものでございます。

次に、10ページをご覧ください。同款、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費の委託料に1,232万円を計上しておりますが、これはマイナンバー情報連携などのシステム改修にかかるものであります。

次に、11ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に464万円を計上しておりますが、これは継続が必要なチューリップ栽培委託料226万円や転作団地加算金225万円などが主なもので、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,050万円はがんばる農家プラン事業補助金からの組み替えでございます。同款、同項、第6 農業者トレーニングセンター運営費に2,284万7,000円を計上しておりますが、これはアリーナの暗幕改修工事、ならびに照明設備改修工事費が主なものであります。

次に、12ページをご覧ください。第8款消防費、第1項消防費、第2目災害対策費の委託料に577万円を計上しておりますが、これは移動系防災行政無線の機器更新にかかる委託料が主なものであります。

次に、13ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の負担金、補助及び交付金に759万3,000円を計上しておりますが、これは昨年度実施いたしました中学生のオーストラリアへの人材育成交流事業を継続的に行うための負担金が主なものであります。

なお、全体を通して職員の人件費関係につきましては、4月1日の人事異動、昇格等に伴う補正となっております。

次に、歳入につきまして、5ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の総務補助金に429万6,000円を計上しておりますが、これはプレミアム付き商品券の事務費、事業費補助金が主なものであります。第15款県支出金、第2項県補助金、第2 民生費県補助金の児童福祉費補助金に646万2,000円を計上しておりますが、これは幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修事業費補助金であります。

次に、6ページをご覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入のプレミアム商品券販売収入に1,000万円を計上しておりますが、これはプレミアム付き商品券の販売にかかる収入であります。なお、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に5,508万3,000円を計上し、歳入歳出を調整しております。

以上、議案第 24 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） すみません。一点訂正をさせていただきたいと思います。歳出の方の 10 ページのご説明の中でございます。第 3 項生活保護費、第 1 目生活保護総務費の委託料に 123 万 2,000 円が正しいです。先ほど言い間違えました。訂正してお詫びを申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。会議を閉じる前に、再任されました井田教育長より、一言ごあいさつをいただきます。

井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 先ほどは次の任期の教育長職についてご同意を賜わりまして誠にありがとうございます。学校教育、社会教育のますますの充実をめざして鋭意努力するものでございます。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。

---

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日午前 9 時より一般質問を行いますので議場にご参集下さい。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

。

**午前 10 時 45 分 散会**

---